

# 令和7年度「就学援助申請」（第3次申請）のお知らせ

主に9月以降に転入された方、世帯状況の変更等により経済的に困窮する事情が生じた方が対象です

岡山市教育委員会では、小・中・義務教育学校へ通うお子様の就学に当たり、経済的な理由でお困りの保護者の方に必要な費用の一部を援助しています。希望する方は下記の内容により申請してください。

## 就学援助の対象

生活保護を受けられている方に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた場合に認定となります。

- （例） ●前年の世帯所得が一定以下の場合（下表をご覧ください） ●児童扶養手当を受けている場合  
●保護者の死亡・病気・離婚・離職 ●その他、家庭の事情により、今年に入り収入が著しく減少した場合など。

## ＜所得による就学援助認定の目安＞

お子様の属する世帯全員の年間合計所得額が下表の額を下回る場合（申請時の世帯人数により判定します）

申請時の世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
年間合計所得額	191.6万円	229.6万円	267.6万円	305.6万円	343.6万円	381.6万円
給与収入の目安	約299万円	約354万円	約402万円	約449万円	約497万円	約544万円

所得の確認方法については裏面＜所得額の見方＞をご覧ください。

## 申請方法

下記の①または②のどちらか一方を選択してください（窓口での申請受付は行いません）。

	①オンライン申請 (12/1 岡山市HPで入力フォーム公開)	②郵送申請
	 <p>←この二次元バーコードを読み取り、 入力フォームから申請してください。</p>	<p>申請書 + 下記の必要書類</p>
必要書類	<p>右に記載の必要書類の 写真（画像データ）を 入力フォームの指示にしたがい アップロードしてください。</p> <p>※入力画面に遷移しない場合は、時間を空けてから再度、申請 してください（システムメンテナンス等のため）。</p> <p>※締切日にはアクセス集中により、画面遷移が遅くなる可能性が ありますので、締切まで余裕をもって早めに入力してください。</p>	<p>【必ず必要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保護者名義の通帳のコピー (口座番号等が確認できるページ)</li> </ul> <p>【該当者のみ必要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●児童扶養手当受給者証のコピー</li> <li>●障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、 療育手帳のコピー</li> <li>●令和7年1月1日時点で岡山市外の住 所にお住まいだった方は、当時お住まいの自 治体発行の令和6年中の所得証明書</li> </ul> <p>※添付書類が間に合わない場合は、先に申請書を送付 してください。</p>

申請締切（3次申請）

必ず期日までに申請してください。

令和8年1月7日（水）

オンライン申請の場合 ⑦当日入力送信分まで有効  
郵送申請の場合 ⑦当日消印有効

## 問い合わせ先

岡山市教育委員会事務局学校教育部就学課

電話 086-803-1587

メール shuugaku@city.okayama.jp

送付先はコチラ  
切り取った枠を封筒に貼り、  
切手を貼って送付してください。  
※特定記録または簡易書留  
による送付をお薦めします。

700-8544

岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市教育委員会 就学課 宛

## 注意事項

- 生活保護受給の方の申請は不要ですが、修学旅行費の支給については別途学校からご案内します。
- 就学援助の認定によって、学校納付金が免除されるわけではありません。学校納付金は学校の指示により、決められた期日までに必ず納付ください。**学校納付金が未納の場合は、就学援助費から充当させていただく場合があります。**
- 給食費については、就学援助認定後は就学援助費から直接振り替えますので、集金はありません。  
(※認定が決定するまでは集金があります。認定後に過払いとなった給食費がある場合、保健体育課から還付されます。)
- 郵送申請の場合、郵送料は自己負担です。申請書の不着等については、責任を負いかねますのでご了承ください。

### 〈所得額の見方〉

◇給与所得者の方 ①収入が1箇所からの給与のみの方は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄が所得となります。

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支 払 を受け る者	住 所 又は居 所	(被扶養者番号) (前人拂付) (代理人姓名) 本 (フリガナ)									
年 齢	年 月	生 年	月 日	性 別	年 齢	年 齢	年 齢	年 齢	年 齢	年 齢	
(被扶養者番号) (前人拂付) (代理人姓名) 本 (フリガナ)		(被扶養者番号) (前人拂付) (代理人姓名) 本 (フリガナ)		(被扶養者番号) (前人拂付) (代理人姓名) 本 (フリガナ)		(被扶養者番号) (前人拂付) (代理人姓名) 本 (フリガナ)		(被扶養者番号) (前人拂付) (代理人姓名) 本 (フリガナ)		(被扶養者番号) (前人拂付) (代理人姓名) 本 (フリガナ)	
有 有	有 有	有 有	有 有	男 人	女 人	男 人	女 人	男 人	女 人	男 人	女 人

◇自営業者等の方 ②基本的に確定申告書の「所得金額等(合計)」欄が所得となります。

### 就学援助の内容・給付の時期

支給費目	支給内容		支給予定時期
	小学校	中学校	
学用品費	3学期分 3,180円	3学期分 6,210円	各学期終了後 (3月の下旬)
通学用品費 (1年生を除く)	1月開始 620円	1月開始 620円	2学期終了後 (3月下旬)
修学旅行費 (3学期以降実施分)	上限額 23,800円	上限額 60,910円	修学旅行実施後 (3月の下旬)
新入学準備費 (中学校新入学分)	年額 63,000円 (小学校6年生のみ)	—	3月中旬
新入学児童生徒学用品費 (新入学準備費未受給者のみ)	—	—	—
校外活動費(宿泊なし) (3学期以降実施分)	上限額 1,600円	上限額 2,310円	各学期終了後 (3月の下旬)
校外活動費(宿泊あり) (3学期以降実施分)	上限額 3,690円	上限額 6,210円	各学期終了後 (3月の下旬)
通学費(3学期以降分)	公共交通機関を利用して通学する場合の通学費 (学区内・通学距離などの条件あり)		各学期終了後 (3月の下旬)
医療費(3学期以降分)	支給なし(こども医療費受給資格証を持参することで窓口での自己負担無しとなります。)	学校病(虫歯、慢性副鼻腔炎、中耳炎、結膜炎など)にかかり、事前に学校へ申込して渡された書類を医療機関へ持参して治療を受けた場合の医療費	各学期終了後又は、医療機関に直接随時支払 (3月の下旬)
学校給食費(3学期以降分)	保護者が負担する経費の実費を給食費の集金に直接振り替えます。		保護者口座への支給はありません

【注】当年度中に支給額及び支給時期が変更する場合があります。

第3次申請で認定となった場合、原則1・2学期分を遡及して支給することはできません。